

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第499回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿	1
No. 2	関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋	2
No. 3	「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」 日本労働組合総連合会 奈良県連合会	3
No. 4	「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」 一般社団法人 奈良経済産業協会	5
No. 5	「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」 奈良県労働組合連合会	9
No. 6	最低賃金と生活保護との整合性について	15

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
やまぐち 山口	のぶやす 宣恭

労働者代表

きたお 北尾	りょう 亮
まつだ 松田	たくみ 拓実
やまもと 山本	まさる 勝

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)

備考 令和4年7月15日任命

関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋

(専門部会等)

最低賃金法第25条第5項

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(専門部会等)

最低賃金法第25条第6項

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(関係労働者及び関係使用者の意見)

最低賃金法施行規則第11条第1項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

最低賃金法施行規則第11条第2項

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。



2022年7月12日(火)

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊藤 眞一 様

日本労働組合総連合会
奈良県連合会(連合奈良)
会長 西田 美



奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定のための調査審議が行われるにあたって、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及ぶデフレ経済など相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善はまさに焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2021年度改定の結果、地域別最低賃金は全国加重平均930円となりました。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であり、奈良県においては、近隣都市部である大阪府との差額が126円あり、これを改善しなければ、地方から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、「ナショナルミニマム水準」はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面めざすべき水準を重視した議論が必要であると考えています。

また、現下の雇用情勢は厳しいものとなっていますが、一方で、日本は超少子高齢化・人口減少社会という構造課題を抱えています。労働力人口の減少、人手不足が深刻化するなかにおいて、日本経済を再生し、成長軌道へ乗せるためには、地域間格差を是正し、社会全体で雇用を維持・創出することで、地方から都市部へのさらなる労働力の流出に歯止めをかけ、奈良県における中小企業・小規模事業者の事業継続・発展を促し、同時に個人消費を喚起していくことで、内需を拡大させていくことが不可欠です。

以上のことを踏まえ、奈良地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活の確保と奈良県における地域経済の健全な発展に向け、下記のとおり意見と要望を申し上げます。



記

1. 地域別最低賃金の改正にあたっては、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があります。コロナ禍の影響に加え、国際情勢が不安定な中での審議となりますが、現下の厳しい情勢を何とか乗り越え、今後の経済再生を展望していかなければならず、生活不安、雇用不安を抱える中での最低賃金の改定は、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るものと認識します。公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、「自主性」を尊重するとともに、県内における賃金実態、生活実態を重視し、その趣旨を踏まえた審議会運営をおこなわれたい。
2. 2022春季生活闘争では、「未来づくり春闘」を掲げ、経済の後追いではなく経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を積極的に求め、真摯な労使交渉の結果、産業により違いはあるものの、加重平均で6,160円(2.10%)と昨年を上回る結果となり、賃上げの流れが継続しています。組織されている労働者は、4月から賃上げが実施されている一方、未組織労働者の多くは、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができないため、不当な低賃金に甘んじざるを得ないことが多々あり、現在の地域別最低賃金の水準では最低限の生活を営むことすら困難でセーフティネットとして不十分です。多くの未組織労働者への波及力を強く意識し、社会的セーフティネットとして実効ある水準を目指し、早急に「全国平均1000円」にむけた審議を図られたい。
3. 賃金が低い地域から高い地域へ働き手が流出するという実態に強い危機感を抱いており、とりわけ、奈良県においては県内就業率が低く、人財確保の観点からも隣接府県の状況も十分視野に入れたものとされたい。
4. 審議会における「参考資料の在り方」について、2017年3月28日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」の中で「各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引き上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しを検討することが必要」と報告されていたことを踏まえ、外部労働市場の賃金の絶対水準を審議会における参考資料として提示を求めるとともに、連合リビングウェイジを参考とした単身労働者の必要最低生計費や高卒初任給の時間換算額等を十分考慮し、より水準を重視した審議を進められたい。
5. 今年度の奈良県最低賃金の改正が、一般労働者の賃金に速やかに反映するよう早期の改正決定が行われるよう努力を図られたい。

以上

写

令和4年7月20日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東眞一 殿

一般社団法人奈良経済産業協会
会長 林田 壽 昭



奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定の調査審議が行われるに当たり、最低賃金法第25条5項の規定に基づき、意見書を提出します。



記

1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況

一昨年春からの新型コロナウイルス感染拡大による経済・社会への影響は、2年以上が経過し3年目に入っている。年初からのオミクロン株の急激な拡大を受けて、非常にインパクトで経済・社会活動は制限されて停滞した。春先以降しばらくは新規感染者数も落ち着きつつあったが、本年7月に入って、奈良において新規感染者数が1200名を超え、宿泊・飲食のキャンセルも相次ぐ等、経済活動の回復への期待に冷や水を浴びせる形となり、再度経済活動の停滞を危惧する状況が続き、予断を許さない状況である。

新型コロナウイルスの影響の長期化は企業経営に深刻な影響を与え、コロナ禍対応で好調な業種・業界が見られる一方で、特に「人の移動・交流」に関わる宿泊業や飲食業、交通・運輸業を中心に、左記の業種に関連する製品・サービスを提供する製造・小売・サービス業等の業種においても、依然として回復の見通しが立たず、厳しい業況の企業が多いのが実態である。

その様な中で、昨年末からの原材料や原油・エネルギー費の高騰は、年明けのロシアによるウクライナ侵攻により、日本経済に広範囲にわたり、影響を及ぼしている。

また、1ドル139円を超える円安は、原材料・エネルギー等の輸入価格が上昇して、事業運営コストは大幅に増大し、企業経営に大きな負担となっている。

原材料価格が高騰する中、大手企業と取引する中小企業においては、十分に価格転嫁できない中で、経費負担を強いられている。原材料の上昇分の転嫁も充分でないと共に、それ以外の生産・加工に要する電気代、製品を運ぶガソリン代・運送費、人件費上昇分などは認めてもらえない状況は変わらず、事業コストの増大は耐えられない領域に及び、危機的な経営状況にあると言える。更に、価格転嫁が出来ない中で、逆に取引先からは毎年定率でのコスト削減要請も常態化していることを直視しないといけない。

特に、企業間物価が10%を超えており、それにも関わらず消費者物価は2%程度に止まるのは、つまり中小企業等の中間各層にある企業が、自らが負担を背負う形を強いられていることの証左である。

さらに、過去最高となる最低賃金の大幅引上げ、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引上げなど、企業単独ではどうしようもない・避けられない制度改正によって負担増により、一段と厳しさを増している状況をしっかりと理解が必要だ。

特に、観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光や関連する飲食やイベント等の需要自体が喪失し、未だ回復していない厳しい状況であり、このことは1年前と何ら変わらず、関連する製品・サービスの需要も大幅に減少し大きな影響が見られる。

中小零細企業やコロナ禍で大きなダメージを被った業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、仮に今年度、最低賃金が大幅に引上がるようなことがあれば、その影響が経営を直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念される。

中小企業庁が6月29日に公表した中小企業景況調査によれば、今年の4-6月期の全産業の業況判断DIは、▲14.4と前期に比べ上昇傾向にあるものの、依然としてマイナス値を示しており、製造業は▲12.7、非製造業も▲15.1となっている。特に小規模事業者については、▲15.9と回復の度合いが鈍い状況が続いている。

奈良県の状況は、本年4月の奈良県鉱工業指数が季節調整済指数（生産）で88.3となり、前月比0.1ポイントと2ヶ月ぶりに低下となった。これは令和2年3月以来、ほぼ26ヶ月連続で80ポイント代が続いており（令和3年2月は81.9ポイント）、指数的に低い状況で上昇が見られず、残念ながら経済・産業の低位傾向が続いている。

本年4月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が95.2ポイントで、近畿の鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が96.9ポイントとなっている。

奈良県鉱工業指数は、全国・近畿を大きく下回っており、全国とは6.9ポイントの差、近畿とは11.3ポイントの差があり、奈良の88.3ポイント自体が低位であることから、奈良県が厳しい状況になっていることの証左と言える。

鉱工業指数	全国		近畿		奈良県
	指数	奈良との差	指数	奈良との差	指数
R4年4月	95.2	▲6.9ポイント	99.6	▲11.3ポイント	88.3

2022年春季労使交渉結果は、日本経済団体連合会の中小企業（従業員500人未満）の調査では、全産業のアップ率は1.97%（昨年比プラス0.25%）となっている。また一般社団法人奈良経済産業協会が会員企業等を対象とした調査（回答企業12社）では、全産業のアップ率は1.82%（昨年比で0.45ポイント上昇）となっている。

ただ経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数に限られ、規模が比較的大きいことが見てとれ、「賃金改定状況調査結果」第1表によると、「賃金改定を実施しない事業所」は、全産業計で46.8%にも及び、特に生活関連サービス業においては55.9%に及んでおり、中小零細企業において賃上げがなされていない企業も多数あることから、一部の調査からの回答結果の扱いには注意が必要である。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとして、経験・知識・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金においては、経験・知識・スキルの多寡に全く関係なく一律に定められるものであり、評価軸が全く異なっていることに留意することが必要である。

尚、広範な賃金調査である毎月勤労統計調査が非常に重要である。きまって支給する給与について、奈良県の令和3年度平均は規模5人以上の事業所では前年比3.9ポイントの減少、規模30人以上の事業所では前年比1.8ポイントの減少となっている。また令和4年4月時点で、規模5人以上の事業所では、実質で平成30年7月以降から連続して100ポイントを下回っている現状に留意することが大事である。

尚、賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2020年OECDデータで、日本の時間当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中23位（2019年は21位）であり、また、一人当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中28位（2019年は26位）である。

主要先進7カ国でみると、両指標とも1970年以降、日本は最下位の状況が続いている。また、国際的に見ても日本の労働生産性の低さが際だっていることから、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

2. 今年度の金額審議における基本的な考え方

最低賃金制度は、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する施策であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。

同法第9条には、地域別最低賃金の決定に当たっては、「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定められなければならないと明記されている。

しかしながら、最低賃金は、平成28年度以降、令和2年度を除き、引上げ率3%台の大幅な引上げが続き、消費者物価指数や賃金上昇率といった生計費、賃金、支払い能力に関する各種指標をみても、近年のように3%を超えるような引上げの根拠は見当たらず、経営実態を十分に考慮していないとの声が多数ある。

原因は、政府方針に配慮した目安審議が求められた結果で、根拠が必ずしも明確ではない大幅な引上げ目安が提示されてきたためであり、特に昨年度、コロナ感染症の影響がまだまだ厳しい中にも関わらず、目安額は過去最高金額が示され、その決定プロセスや目安額自体に対して、不信感を指摘する声が上がっている。

関連して今年4月、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の中小企業3団体は、「最低賃金に関する要望」を政府に提出し、「最低賃金は近年3%台の大幅な引き上げが続き、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれる。最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべき。」と指摘している。

これらから政府も、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）にあるように、新しい資本主義実現会議において、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行うこと、更に最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮した議論が必要と述べられている。

これらに関して、2010（平成22）年6月3日の第4回「雇用戦略対話」において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」について、労使で合意している。

しかしこの間、「名目3%・実質2%を上回る成長」をほとんど達成することはなく、この経済環境下で、この合意を無視して議論を進めることは意味がないと言える。

最近の名目GDPの推移を見ると、2019年は▲0.5%、2020年は▲4.0%であり、2021年はプラス2.2%だったが、前年がコロナ禍で大きく落ち込んだ反動でもあり、GDPは大きく上昇していない。これを踏まえて、政労使の合意が履行されていないという現実を憂慮し、合意のあった前提に基づいた議論が必要である。

今年度の審議においては、各種調査結果や指標・データに基づき、明確な根拠に基づいた目安かどうかをしっかりと検証し、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って、慎重の上にも慎重に審議を行う必要がある。

使用者側は従前から、各種統計結果等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を示して、先の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表を重視する旨を主張してきた。この点、令和2・3年度は、コロナ感染症という未曾有の影響があり、特殊な事情であったことで、第4表に重点を置いた議論が出来なかったが、今後も第4表を重視した上で、中小企業の実態や地域経済の実情、他の指標も勘案し、納得性ある目安かどうかを第一義に議論し、その根拠等を提示して頂きながら、慎重に審議を進めるべきというスタンスは従前通りである。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることはできないことを考慮しなければならない。

特に、コロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきている企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議を行っていく必要があると考える。

引き続きコロナ禍の影響を受けていて、更に、急激な原材料費・エネルギー費上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小零細企業の経営状況を、各種資料から的確に読み取り、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要であり、そのためにも、エビデンスたる第4表を重視した審議を求める。

尚、提示される目安額は、あくまで目安として、最低賃金審議会や専門部会での議論を拘束する性質ではないこと、あくまでも当該地域の経済の実態を踏まえた審議を行うことで、目安額が絶対でないことを確認したい。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、最低賃金の影響を受けやすい多くの中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体をも危うくすることとなる。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、わが国経済の再生が遠のくことになりかねないと言える。

これまで述べたとおり、未だコロナ禍によって、足下の景況感は極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いており、既に3年目に入る苦しい状況が継続していることで、企業経営は非常に痛んでおり、これ以上耐えられない状況にまで追い込まれている。

事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に決して水を差すことのないよう、企業が置かれている厳しい状況を関係者一同が重く受け止めて、審議に臨むべきであると考えます。

最低賃金の大幅な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況で、日本の生産性の低さが改善されていないことから明らかである。

そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無でなく、支援策の効果がはっきりと示され、改善された段階で議論するべきである。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上、今年度の金額審議における使用者側の基本的な見解とする。



奈良労働局
局長 鈴木 伸宏 殿
奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

2022年7月21日

奈良県労働組合連合会
議長 松本 俊一



最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議開始にあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。なお、意見の陳述の機会を設けられるように申し入れます。

日本の賃金水準は低く抑えられ、OECD35 か国中 22 位とされています。コロナ禍の下、消費税の負担も重く、個人消費の低迷が続いてきました。コロナの収束ははまだ先が見えず、これに加えて、2月24日に始まったロシアのウクライナ侵略による影響も経済に重くのしかかっています。円安と物価高騰による家計への負担はさらに大きな波として押し寄せてくると予想されます。

6月24日に発表された総務省の消費者物価指数では、令和4年5月の前年同月比で、生鮮野菜13.1%、生鮮魚介12.2%、生鮮果物11.0%、電気代18.6%、ガス17.0%もアップしています。食料費や光熱費の項目での上昇は、生活費に直結し、誰もが影響を受けるものです。

また、非正規労働者の比率が40%を超えるとされている奈良県では、時間給の引上げこそが月々の収入を大きく改善します。自治体関連の非正規労働者、清掃や警備業務、ファーストフード店、介護職場等の求人は時間給設定で、最低賃金ぎりぎりにはり付いています。最低賃金の引き上げは、こうした労働者の生活改善のよりどころとなっています。

一方、ABCDのランク付けによる地方間格差の問題も解消されていません。900円台に乗っている大阪、京都の時間給と比べて、奈良県の最低賃金は低いと言わざるを得ません。地域間格差の近畿圏に事業所を持っている企業では、同じ非正規労働者でも時間給はその地方の最低賃金レベルに従ってランクを付けているということが当たり前のように行われています。このようなランク付けは、労働者だけにあって販売している商品にはありません。こうした矛盾の改善は、最低賃金の大幅引き上げで格差をなくすこと以外にありません。

奈良県の労働者の県外に出て働く数は全国で2番目に高く、15歳以上の労働者の28.8%が県外に働きに出ています。大阪に隣接する生駒市は53.7%と半数を超え、王寺町、三郷町などにもその傾向が現れています。また、高校卒業生の県内就職率は64.9%（2020年3月；文部科学省）と全国平均の80.8%を大きく下回り、全国42位となっています。

奈良県で優秀な人材を活用し、県内就労で安心してくらせる賃金の保障をするため、その底上げとなる最低賃金の引き上げを強く求めます。

岸田内閣は、「新しい資本主義」実行計画で、2025年までに全国平均1000円を目指すとしました。奈良県の最低賃金を1日も早く、早期に時間給1,000円に上げるように申し入れます。全労連では全国25の都道府県で4万5千人を超える人達で行った「最低生計費資産調

査」では、全国どこでも月 24 万円、月 150 時間計算で時給 1500 円のレベルでないと健康で文化的な最低限の生活を維持できないという結果が出ています。

最後に、国の施策で、コロナの影響を受けている中小企業への相談窓口体制の充実と営業継続のための支援策、負担が増している社会保険料の事業主負担の助成など、柔軟な支援を審議会名で国に強く求めていただくことを求め、以下に要請項目を記します。

記

1. 奈良県の非正規率がとりわけ高いことを踏まえ、早急に時給 1000 円への引き上げを行うこと。また、特に若者の非正規率が高い奈良県の事情に照らし、賃金改善で働いて健康的で文化的な生活を送ることが出来ることのできる時間額 1,500 円に道を開く大幅な引き上げを検討していただきたいこと。
2. 奈良県の県外就労率が高いことに着目し、近畿各府県との格差をなくし、近畿レベルに見合った額へ奈良県最低賃金の引き上げを行うこと。
3. ランク別の格差が拡大していることを踏まえ、A B C D ランクをなくし、早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。
4. コロナ禍、物価高騰の下、奈良県の経済の安定に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業への実効性ある支援策の拡充、また、コロナ後の地域経済の安定につながる施策充実について国に意見を上げること。
5. 本審議会・専門部会を全面公開とすること。

以上



2022年7月21日

奈良労働局
局長 鈴木 伸宏 殿
奈良地方最低賃金審議会
会長 伊藤 眞一 殿

市民生協ならコープ労働組合
執行委員長 松本 俊一



最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議開始にあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。なお、意見の陳述の機会を設けられるように申し入れます。

今年の最低賃金の審議に当たっては、地方間の格差をなくし、大幅な引き上げを求めます。

新型コロナウイルスの感染再拡大第7波が懸念されています。この事が、労働者の勤務状況にも大きな影響を及ぼしているのは周知の通りです。またこの間の異常な物価高騰は労働者の生活に深刻な影を落としています。こうした下で、労働基準法第1条の「人たるに値する生活」の保障、最低賃金法でも「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」という目的の下、労働者への賃金水準の安定した保障が求められています。

この長引くコロナ禍ではっきりした事、それはエッセンシャルワーカーの賃金が低すぎると言う事です。人の命を預かる介護等の仕事を担う人が年収300万円前後と言う実態です。生協のようなスーパー小売り、医療、介護、清掃業等社会にとって無くてはならない労働者の賃金が余りに低過ぎます。その事により職場の人手不足は深刻で、少ない人員で職務をこなす過酷な労働環境が強いられています。この2022年の春闘でもエッセンシャルワーカーの賃金を引き上げなくては行けないと言うのは労使の共通認識になっています。しかし個々の企業内での交渉では限界があり、社会全体の強制力が必要になります。そこで最も重要になるのが最低賃金です。

エッセンシャルワーカーの賃金はほぼ最低賃金に張り付いています。例えば、ならコープの店舗で働く職員は多くが非正規で、ほぼ最低賃金前後で働き、最低賃金が上がった分が時給アップにつながると言うたちごっこを続けています。近隣のコンビニ等に貼りだされている募集時給をみても同様です。最低賃金がエッセンシャルワーカーの賃金を決めているのが実情です。このコロナ禍と物価高騰による景気の悪循環を脱して日本社会を再生する為には、まず誰もが8時間働けば普通に暮らせる社会にしなければなりません。

以上を踏まえて要請項目を記します。

記

1. 奈良県の非正規率がとりわけ高いことを踏まえ、早急に時給1000円への引き上げ

を行うこと。また、特に若者の非正規率が高い奈良県の事情に照らし、賃金改善で働いて健康的で文化的な生活を送ることが出来ることのできる時間額 1,500 円に道を開く大幅な引き上げを検討していただきたいこと。

2. 奈良県の県外就労率が高いことに着目し、近畿各府県との格差をなくし、近畿レベルに見合った額へ奈良県最低賃金の引き上げを行うこと。
3. ランク別の目安の提示は年々格差が広がる仕組みになっていることを踏まえ、ABCランクをなくし、早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。
4. コロナ禍の下、奈良県の経済の安定に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業への実効性ある支援策の拡充、また、コロナ後の地域経済の安定につながる中諸企業への施策充実について国に意見を上げること。

以上

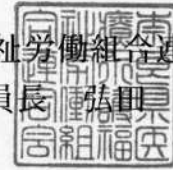




2022年7月21日

奈良県最低賃金審議会委員 各位

奈良県医療介護福祉労働組合連合会
執行委員長 弘田 嘉伸



最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は117,500円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が2年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合って、奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であられました。この間、不十分なながらも政府に緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

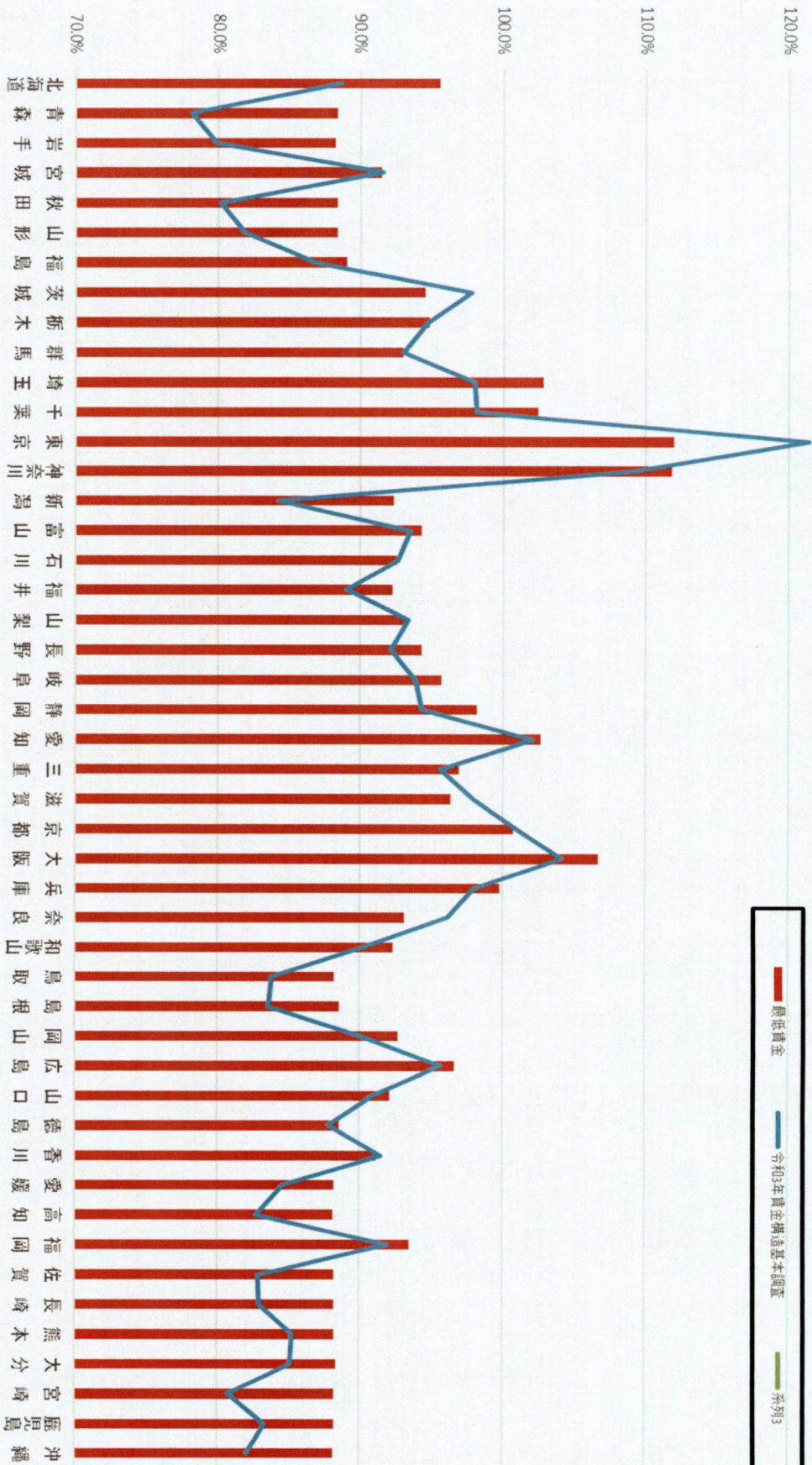
補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2022年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均・標準生計費の全国平均を100%とした割合
厚生労働省令和3年度賃金構造基本統計調査、2021年10月実施の最低賃金より日本医労連が作成



<参考>

最低賃金と生活保護との整合性について

1 最低賃金法第9条第3項の趣旨（関連通達から）

最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

最低賃金と生活保護基準の関係について、生活保護が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである趣旨から考えると、最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生活費の保障という観点及び就労に対するインセンティブの低下並びにモラルハザードの観点から問題があることから、最低賃金法第9条第2項の「労働者の生計費」を考慮する際のひとつの要素として、生活保護に係る施策があることを法律上明確にしたものです。

法律上、特に生活保護に係る施策との整合性だけが明確化された点に鑑みれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると解されます。

2 保護基準の考え方について（平成20年度版「保護の手引き」から）

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっています。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則です。具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市町村を6区分の級地（1級地－1・1級地－2、2級地－1・2級地－2、3級地－1・3級地－2）に分類し基準額を設定しています。どこがどの級地に該当するのかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣が決めており、おおむね、1級地は大都市及びその周辺市町、2級地は県庁所在地をはじめとする中都市、3級地はその他の市町村となっています。

奈良県の場合は、

- 2級地－1 奈良市、生駒市
- 2級地－2 橿原市
- 3級地－1 他の市町と明日香村
- 3級地－2 明日香村を除く村

となっています。

(1) 生活扶助基準

生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費について最低生活費を表示したものです。大きくは、第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になっています。

ア 第1類費（個人的経費）

飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準で、年齢別に表示されています。

イ 第2類費（世帯共通的経費）

世帯全体としてまとめて支出される経費で、電気代、ガス代、水道代などの光熱費や家具什器費などが該当し、世帯人員別に表示されています。また冬季は、寒冷の度合いなどによって、暖房費などの必要額が異なりますので、都道府県を単位として地域別（6区分）に冬季加算額が表示されています。

※ 別添「最低生活費の体系」を参照。

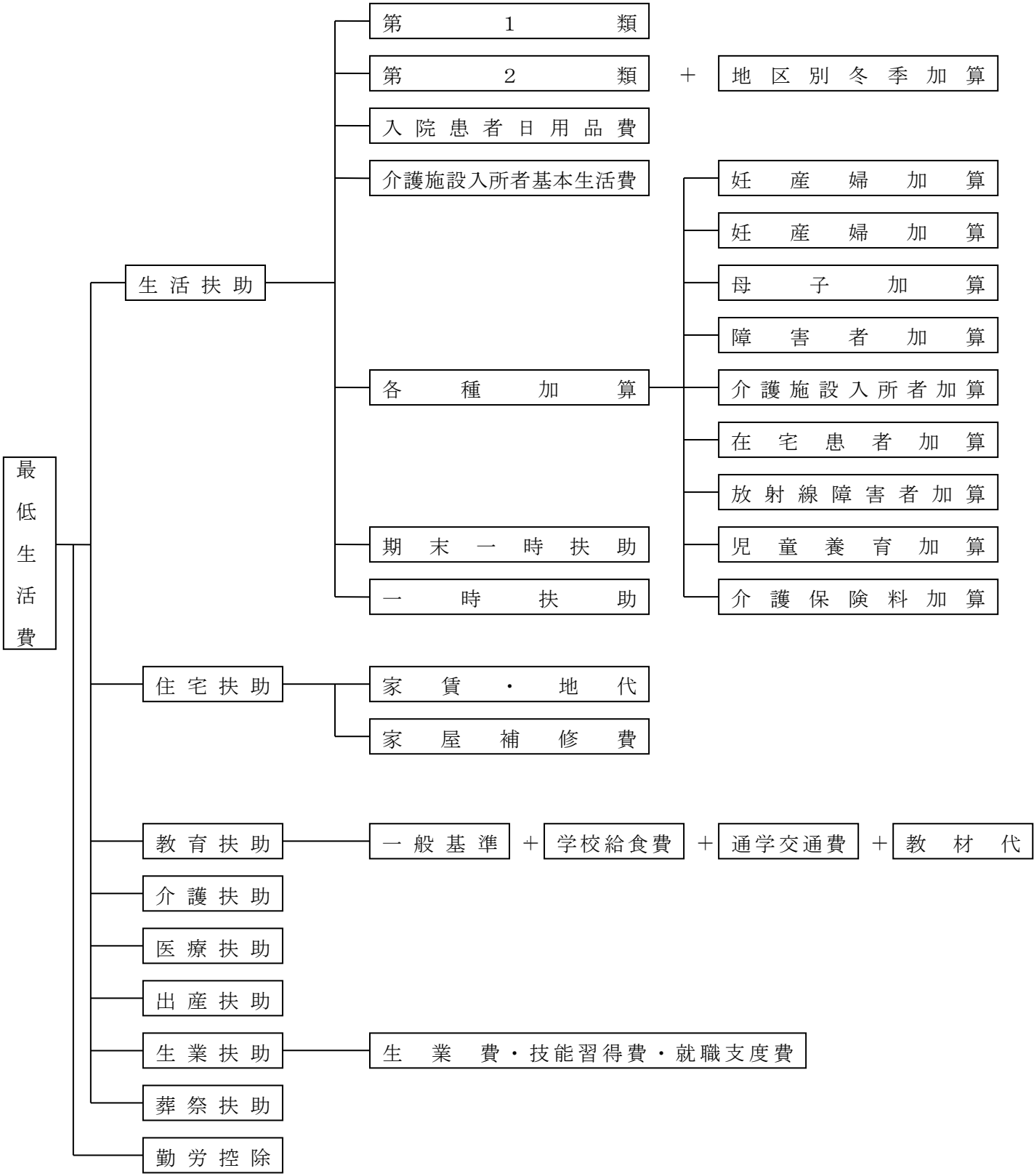
3 最低賃金と生活保護の比較について

(平成20年8月4日「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」から抜粋)

最低賃金と生活保護との比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では、必要に応じて各種加算や住宅扶助等があること等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住との意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適当と考えたところである。

※ 最低賃金と生活保護の比較は、別添グラフを参照。

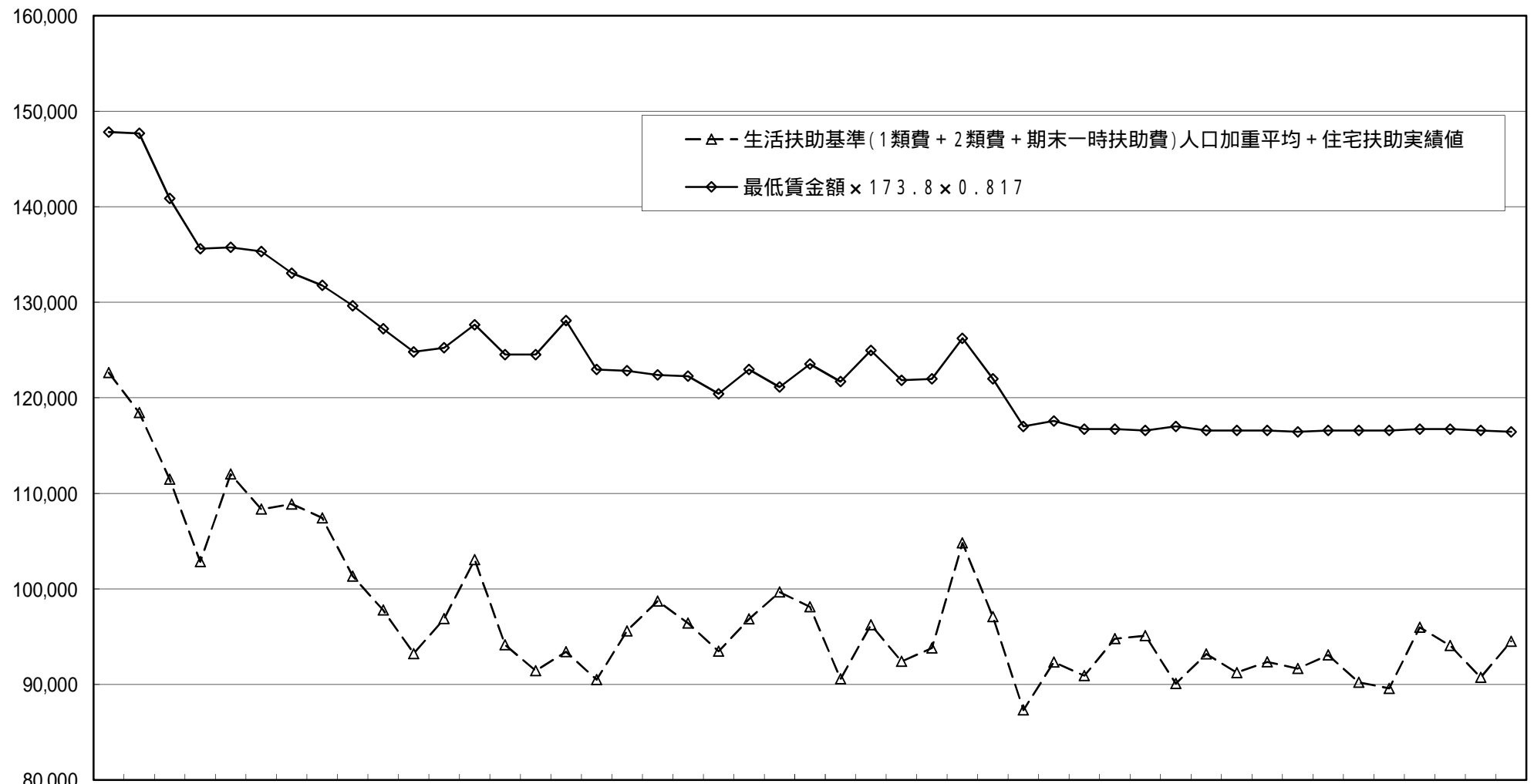
最低生活費の体系



生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東川 神奈川 大阪府 愛知県 埼玉県 千葉県 東京都 兵庫県 静岡県 滋賀県 茨城県 栃木県 栃木県 長野県 富山県 三重県 山梨県 群馬県 岡山県 石川県 香川県 奈良県 宮城県 宮城県 福井県 山口県 山梨県 岐阜県 北海道 北海道 北海道 徳島県 福島県 大分県 山形県 愛媛県 山形県 島根県 鳥取県 熊本市 長崎県 高知県 岩手県 鹿児島県 佐賀県 青森県 秋田県 宮崎県 沖縄県

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和2年度(ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは令和3年度のものの。
 注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和2年度 データに基 づく乖離額 (A)	令和3年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (= A - B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	乖離の変動額				
					(E) (= C - D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e)	可処分所得 比率の変動 (0.817 0.817) による影響額 (e)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e)
北海道	123	28	151	119	32	28	0	4	0
青森	117	29	146	117	29	29	0	0	0
岩手	137	28	165	137	28	28	0	0	0
宮城	123	28	151	120	31	28	0	3	0
秋田	130	30	160	129	30	30	0	0	0
山形	125	29	154	125	29	29	0	0	0
福島	150	28	178	150	28	28	0	0	0
茨城	194	28	222	195	27	28	0	1	0
栃木	172	28	200	171	29	28	0	1	0
群馬	164	28	192	162	29	28	0	1	0
埼玉	139	28	167	136	32	28	0	4	0
千葉	162	28	190	158	32	28	0	4	0
東京	149	28	177	143	34	28	0	6	0
神奈川	178	28	206	171	34	28	0	6	0
新潟	147	28	175	146	29	28	0	1	0
富山	205	28	233	203	30	28	0	2	0
石川	154	28	182	153	29	28	0	1	0
福井	179	28	207	178	29	28	0	1	0
山梨	201	28	229	201	28	28	0	0	0
長野	186	28	214	185	29	28	0	1	0
岐阜	174	28	202	174	28	28	0	0	0
静岡	171	28	199	170	30	28	0	2	0
愛知	203	28	231	200	31	28	0	3	0
三重	216	28	244	215	29	28	0	1	0
滋賀	179	28	207	178	30	28	0	2	0
京都	142	28	170	138	32	28	0	4	0
大阪	179	28	207	173	34	28	0	6	0
兵庫	143	28	171	139	32	28	0	4	0
奈良	156	28	184	155	29	28	0	1	0
和歌山	170	28	198	170	29	28	0	1	0
鳥取	136	29	165	135	30	29	0	1	0
島根	158	32	190	157	33	32	0	1	0
岡山	139	28	167	134	33	28	0	5	0
広島	145	28	173	140	34	28	0	6	0
山口	191	28	219	190	29	28	0	1	0
徳島	181	28	209	181	28	28	0	0	0
香川	162	28	190	161	29	28	0	1	0
愛媛	123	28	151	123	28	28	0	0	0
高知	147	28	175	147	28	28	0	0	0
福岡	151	28	179	147	32	28	0	4	0
佐賀	161	29	190	162	29	29	0	0	0
長崎	143	28	171	142	29	28	0	1	0
熊本	150	28	178	151	28	28	0	0	0
大分	152	30	182	151	31	30	0	1	0
宮崎	154	28	182	154	28	28	0	0	0
鹿児島	158	28	186	157	29	28	0	1	0
沖縄	126	28	154	126	28	28	0	0	0

- 1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- 2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
- 3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしも $E = e + e + e + e$ とならない。